

2026 年度
研究費不正使用防止計画

2026 年 4 月

国立研究開発法人国立がん研究センター

目次

1. 組織内の責任体制の明確化.....	2
2. 研究費の不正使用を発生させない環境の構築（重点項目）	3
3. ルールの明確化と周知徹底.....	4
4. 研究費の予算執行管理方法の見直しと適正化.....	5
5. 発注・納品・検収体制における実効性の維持.....	6
6. 謝金支給者に対する運用の適正化.....	7
7. 旅費制度の明確化と運用の適正化.....	8
8. モニタリング及び内部監査体制の整備（重点項目）	9
9. 構成員間のコミュニケーションの充実.....	10
10. 研究活動へのサポートと関係機関への働きかけ	11
【参考】	12

1. 組織内の責任体制の明確化

○目標

研究費の管理業務に関する責任体制を明確にし、研究費の適正な管理と不正使用防止に向けた意識向上・浸透を図るための活動を実施する。

国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、がん研究の中核機関として多数の研究者と多種及び多額の研究費を管理していかなければならない。そのためには、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員¹（以下「構成員」という。）、築地キャンパスと柏キャンパス、各部門間の職務権限とその責任を一層明確にしたうえで、適正な研究費運営を行うことを目指し、統一されたルールの下で運営していく必要がある。

また、研究費の適正な管理と不正使用防止のため、構成員に対して意識向上・浸透を図るための活動を実施する必要がある。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<p>① 研究費の不正使用防止対策の基本方針に基づき、規程に基づく職務権限と責任及び業務分掌を機関内外に周知・公表するとともに、機関内の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者が研究費の不正使用防止対策を積極的に推進するための体制を整える。</p> <p>② 研究費適正執行及び不正使用防止に関する議論を行う場として、適正経理管理室会議を開催する。同会議では、研究費不正使用防止計画を策定するとともに、計画に沿って達成目標を実現するため、具体的な行動計画を別途作成し、進捗状況を管理する。同会議は統括管理責任者の招集により開催し、監事が内部統制の整備・運営状況を確認できる体制を整える。</p> <p>③ 構成員に対して、研究費の適正執行管理と不正防止に向けた意識向上・浸透を図るために、コンプライアンス研修や啓発活動等に関する具体的な計画を策定し、実施する。</p>

¹ 【参考】国立研究開発法人国立がん研究センターにおける研究費の管理・監査の実施規程 第2条1項(4) 引用

2. 研究費の不正使用を発生させない環境の構築（重点項目）

○目標

センターの「社会と協働し、全ての国民に最適ながん医療・がん予防を届ける」という理念の下、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人である誇りと責任を自覚した上で、研究費の不正使用を発生させない風土を形成し、研究費の適正な執行が日常当たり前に行われる環境を整備する。

研究費の大部分は、国民から徴収される税金が原資となっており、高度専門医療に関する研究等を行う当センターにも、多額の研究費が投入されている。その用途については、国民の厳しい目が向けられているばかりではなく、当センターに対する国民の期待の表れでもあることを職員一人一人が認識し、研究費の適正な執行を当然のこととして行う必要がある。

さらに、構成員に対し、一人の不正行為が、当センターは元より、我が国の研究活動の停滞等を招くという自覚を持たせるとともに、万が一不正が発生した場合には、当センターは毅然とした厳しい処分を臨むことを周知・徹底する。

また、日頃より研究費に携わる者として、構成員が分け隔て無く、互いに信頼する関係を維持し、研究費に関わる全ての職員の不正を未然に防ぐ為、不断の努力を行う。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<ul style="list-style-type: none">① コンプライアンス研修を実施し、研究費の適正執行に関する意識を高め、ルール遵守の義務を認識させる。② 啓発活動を通じて、研究費の適正執行と不正使用防止に関する意識の向上と浸透を図る。③ 適正経理管理室の取組みを、監事、各責任者、部局等に対して適宜報告・周知することで、センターにおける研究費適正執行に関する取組みの理解と浸透を図る。④ 研究に携わる者の行動規範や研究費不正使用防止計画等の研究費の適正執行に向けた対応をホームページに公開することで、センター全体で研究費の適正執行に取り組む意識を高める。

3. ルールの明確化と周知徹底

○目標

研究費執行ルールの明確化を図り、構成員に対し周知するとともに、当該ルールについて継続的に見直しや構成員に対しての研修を実施することで、適正な研究費執行を徹底させる。

当センターは、研究所、先端医療開発センター、中央病院、東病院、がん対策研究所、がんゲノム情報管理センター等の部局を有し、それぞれの業務の特色から、研究活動の形態が異なる場合がある。センター全体としてルールの解釈に違いが生じないように、また、必要な場合には、それぞれの研究活動の形態を考慮して、適正な範囲でルールの運用を変えていけるように、明確化されたルール（研究費執行マニュアル）とその運用の指針を示していく必要がある。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<ul style="list-style-type: none">① 最新版の研究費執行マニュアルをセンター内部サーバに掲載し、構成員に周知を図る。また、研究費執行マニュアル等で網羅しきれない個別事案については、事案が発生するごとに、随時「研究費執行に関する FAQ」に掲載する。② 研究費執行 WG を最低年 1 回開催し、構成員の意見も踏まえ研究費執行ルールに関する見直しを検討する。③ コンプライアンス研修を実施し、研究費の適正執行に関する意識を高め、ルール遵守の義務を認識させる。④ 研究費執行マニュアル及び「研究費執行に関する FAQ」では十分な理解が得られない個別事案が発生した場合、また、配分機関等のルール改定が発生した場合については、適宜、十分な周知等の対策を講じる。

4. 研究費の予算執行管理方法の見直しと適正化

○目標

研究費の予算執行状況を適正に管理する。また、研究費の計画的な執行の実現のため、構成員に対しその必要性を周知徹底する。

研究費を適正かつ効果的に執行する為に、予算執行残高を適時把握することが必要不可欠であることから、そのための仕組みを維持することが重要である。併せて、研究費の計画的執行の必要性について周知徹底することで、不要不急な予算執行及び予算執行の年度末集中を防止することが重要である。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	① 研究者に年間を通じた計画的な研究費の執行を促すよう定期的に案内を行う。 ② 構成員を対象に、研究費の適正な執行の方法と、研究費に関する計画的執行の必要性に関する周知徹底に努める。

5. 発注・納品・検収体制における実効性の維持

○目標

物品等の発注や納品・検収について、研究費の適正な執行を行う体制となっているか、その体制の実効性が維持されているかについて不断の検証を行う。

当センターにおいて、物品等の納品・検収は、原則として物品納品の有無に関する一次検収を事務部門が行い、物品・性能等に関する二次検収を研究者が行うという、相互検収を行う事で、不正使用防止を図るとともに、物品等の品質を確保してきた。

今後も引き続き同体制を継続すると共に、納品事実の確認の不備が、不正発生要因となることから、十分な検収機能であるか、その実効性について、継続的に検証を行い、不正使用防止を図る。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<ul style="list-style-type: none">① 不正な取引が発生しないように構成員と業者の癒着を防止する対策を講じていることについて内部監査で検証することにより、適正な体制となっていることを検証する。② 当事者以外の第三者チェックが機能するように、事務部門と検収者で検収を行う体制の実効性が維持されているかについて内部監査で検証する。③ 換金性の高い物品等については、台帳管理の上、資産管理ラベル又はセキュリティシールを貼付し、適切な管理を行う。④ 納品等に関してのルールを取引業者へ随時周知する。研究費にかかる取引業者に対し誓約書の提出を求める。⑤ その他、不適正な分割発注等の防止に努め、適正な管理を行う。

6. 謝金支給者に対する運用の適正化

○目標

研究費による謝金受給者の勤務時間管理について、適正管理を実施する。

当センターの研究活動は、謝金による協力者（実験補助者等）²の活動によって支えられている。

謝金の支給にあたり、勤務実態の把握が十分でない、謝金単価や作業種別がセンターの実情と乖離しているなどの実態は、研究費の不正使用を生み出す原因となりかねないため、引き続き勤務実態の適正な管理を実施する。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	①無作為抽出による勤務実態と謝金支給の確認を行う。具体的には、昨年度と同様、8月頃に無作為抽出により、勤務時間管理簿と謝金支給が一致しているかについて確認する。

7. 旅費制度の明確化と運用の適正化

○目標

旅費制度を明確化し、構成員への周知徹底を図ることで、制度の遵守と適切な運用を徹底する。

当センターの旅費制度は、旅費法に準拠した旅費規程に基づき運用されており、同規程の周知徹底を図り、研究者及び関係部門の理解を促すことで、制度の遵守と適切な運用を確保する。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	① 構成員に対して旅費制度に関する周知を行う。 ② 指定旅行代理店の利用を促進することで、研究費の不正使用防止と利便性の向上を図る。

8. モニタリング及び内部監査体制の整備（重点項目）

○目標

研究費の不正使用の可能性の可能性を前提に、不正要因を排除し抑止できる環境の整備を目指し、研究費のモニタリングと内部監査を実施することで、客観的なチェックが機能する体制を確保・維持する。

研究費の執行ルール（研究費執行マニュアル）や運用の指針を明確化し、その理解を徹底しても、監視の仕組みがなければ、ルールや指針は形骸化する。

また、人間の行為である以上、研究費が不正に使用される可能性を完全には排除することはできない。しかし、不正を誘発する要因を事前に排除できれば、その可能性はゼロに近づけられるので、そのような抑止機能のある体制の整備が必要である。

センターにおいては、研究管理課による「モニタリング³」の実施と監査室による「内部監査⁴⁵」の実施を第三者のチェックと位置づけ、研究費の不正使用の要因の排除及び不正の抑止機能として整備している。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	① 不正発生要因のリスクに応じて重点課題を抽出し、研究費モニタリングの計画を立案、実施する。また、結果を統括管理責任者に報告するとともに、構成員に周知し、センターの意識向上を図る。 ② 研究費の不正使用が発生する要因を分析し、不正使用が発生するリスクに応じて重点的かつ機動的な内部監査を実施する。

³ モニタリングは、国立研究開発法人国立がん研究センターにおける研究費の管理・監査の実施規程第 19 条に則り、「不正使用の発生の可能性を最小にすることを目的」として実施する。

⁴ 内部監査は、研究費の管理・監査の実施規程第 20 条に則り、「不正使用が発生するリスクに対して重点的かつ機動的」に実施することを目的としている。

⁵ 内部監査については、国立研究開発法人国立がん研究センター内部監査細則第 6 条第 2 項第 3 号の規定に則り「重点事項」やその他の関係項目を記載した「内部監査計画書」を作成のうえ実施すべき旨が同細則第 1 条により規定されていることから、毎年度、「競争的研究費等の不正使用防止の観点」や「管理体制の適正性の観点」を含む重点事項として位置づけることを以て実施することとしている。

9. 構成員間のコミュニケーションの充実

○目標

構成員間のコミュニケーションを円滑にし、相互の信頼関係を醸成する。この取組により、研究費管理業務の継続的な改善を図り、適正な研究費使用を確保する組織を構築する。また、不正使用防止のため、相談窓口及び通報窓口を継続的に周知する。

当センターは、研究所、先端医療開発センター、中央病院、東病院、がん対策研究所、がんゲノム情報管理センター等の部局を有するので、日常的なコミュニケーションを全センター規模で一律に展開することが難しい。これらの部局に分散した多数の職員と、多種及び多額の研究費を管理していくためには、構成員の双方にとって相談がしやすい円滑なコミュニケーション環境の確保が必要である。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<p>① 適正経理管理室会議（年4回程度開催）において、構成員間で研究管理業務について意見交換を行い、必要に応じ研究費使用に関するルールの改善を行う。</p> <p>② NCC内外に対して、研究費不正使用防止のための相談窓口及び通報窓口を周知する。</p>

10. 研究活動へのサポートと関係機関への働きかけ

○目標

研究活動をサポートするとともに、競争的研究費制度における執行・管理上の問題点について、配分機関に改善のための働きかけを継続的に行っていく。

当センターでは、研究費管理におけるマンパワー不足の解消と事務処理の効率化について検討し、研究者の研究活動をサポートする体制を強化する必要がある。

また、適正使用を徹底するためには、不正の背景を解明し、根本的なリスクを除去する必要がある。そのため、当センターとして自助努力を行うとともに、競争的研究費制度の改善に向け、配分機関を含む関係機関への働きかけを継続する。

○計画及び達成目標

時 期	内 容
2026 年度	<ul style="list-style-type: none">① 研究活動のサポートに関する課題について、関係部門で連携し、必要な対応を検討する。② 研究者からの相談受付窓口を活用し、継続的に研究者の研究活動をサポートする。③ 競争的研究費制度における執行・管理上の問題について、引き続き研究費配分関係機関への働きかけを行う。

【参考】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）[抜粋]

【平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定】

【平成 26 年 3 月 31 日（最終改正：令和 3 年 3 月 4 日）厚生労働省決定】

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

不正防止計画の着実な実施は、最終的には最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

（機関に実施を要請する事項）

- （1）機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。
- （2）防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- （3）防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（機関に実施を要請する事項）

- （1）防止計画推進部署は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- （2）最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- （3）不正防止計画の策定に当たっては、上記（1）で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- （4）部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(基本方針)

1. 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、「センター」という。）は文部科学省科学研究費の指定機関として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づいて体制整備等において一定の水準を満たすよう、不正使用防止等の取組みを行う。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）にも準拠し、必要な取組みを行う。
2. 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費交付金研究開発費については、センターの内部研究費であると同時に、その原資は国民の税金でもあることから、公的研究費に準じて適正に管理を行う。
3. 企業等から依頼される治験などの受託研究費や共同研究費の取扱いについては、公的研究費の場合に定められているような使用ルールはこれまで設けられていなかったが、研究を主な業務とする法人として社会への説明責任を果たしていく観点から、それらの公的研究費以外の研究費についても自ら規範を示して適正に管理を行う。

(用語の定義)

第 2 条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 競争的研究費等は、第 3 条第 1 項に規定された各研究費のことを言う。
- (2) 不正使用とは、法令、センター又は配分機関で定められた規則等に違反し、競争的研究費等を不正に使用することを言う。
- (3) 部局等とは、国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程第 11 条に規定する研究所等並びに企画戦略局、研究支援センター、情報統括センター、革新的がん研究支援室及び橋渡し研究推進センターを言う。
- (4) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（以下、「構成員」という。）とは、センターの競争的研究費等の運営及び管理に関わる非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者を言う。
- (5) 配分機関とは、第 3 条第 1 項第 1 号の研究費を配分する機関を言う。

(競争的研究費等の不正使用防止対策等の推進)

第 1 1 条 センターは、競争的研究費等の不正使用防止及び適正管理対策を推進するため、最高管理責任者の下に適正経理管理室を設置する。

2 適正経理管理室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する者
- (3) センター事務部門の部課長

- 3 適正経理管理室は統括管理責任者を室長におき、室の事務を総理し、代表する。
 - (1)室長は、室員の中から副室長を指名する。統括管理副責任者が設置されているとき、副室長として統括管理副責任者を指名する。
 - (2)室長は、室員で構成する適正経理管理室会議を招集し、その議長となる。なお、室長が不在の場合においては、副室長が別表2で定める職務を代行する。
- 4 適正経理管理室の事務は、研究支援センター研究管理部研究管理課において処理する。
- 5 適正経理管理室会議は、競争的研究費等の不正使用防止及び適正管理対策の推進について審議する。

(不正使用防止計画の策定)

- 第12条 適正経理管理室は、競争的研究費等の不正使用を発生させる要因を調査・分析し、その要因に対する不正使用防止計画を策定し、進捗管理及びモニタリングに努めなければならない。
- 2 各部局等は、適正経理管理室と連携協力を図りつつ、主体的に不正使用防止計画を実施する。
- 3 適正経理管理室は、統括管理責任者のもとに機関全体の具体的な計画（不正使用防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 4 適正経理管理室は、競争的研究費等の不正使用への取組に関するセンターの方針等を外部に公表する。